

アフターサービス

マイページ

mypage.manulife.co.jp

- 積立金額・解約返戻金額のご確認
- 次回払込保険料の円換算額のご確認
- 住所・電話番号等の変更、振替口座変更など、各種手続き 等

ご登録はこちら



コールセンター

0120-063-730 受付時間 9:00～17:00
(土日祝・12/31～1/3は除く)

- 各種利率・特約の為替レートのご案内
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

ご契約のしおり／約款

設計書

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニュライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニュライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニュライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

募集代理店

引受保険会社

マニュライフ生命保険株式会社

コールセンター **0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp

こだわり活き活き

終身保険

外貨建

未来にそなえる、外貨建ての終身保険

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット
(契約概要／注意喚起情報)

「契約締結前交付書面」は、お申込みに際しての重要な事項を、「契約概要」「注意喚起情報」の書面に分類してご説明しています。契約前に十分にお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申込みください。



この商品はマニュライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、元本割れすることがあります。

為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

引受保険会社

Manulife
マニュライフ生命

将来の死亡保障と資産形成にそなえる、外貨建ての終身保険です。

POINT 1

一定期間の死亡保障を低く抑え、時間の経過とともに手厚く保障

- 第1保険期間(5年または10年)の死亡保険金額を月払保険料累計額に抑え、第2保険期間以降は基本保険金額を最低保証します。
- 積立金額が基本保険金額以上の場合は、積立金額の増加に伴い、死亡保険金額も増加します。

→ 参照

くわしくはP.7をご覧ください。

POINT 2

契約通貨を選択でき、積立利率は毎月更改

- 契約通貨(米ドルまたは豪ドル)を選択いただきます。
- 積立利率を毎月更改することで、世の中の金利変動に対応して、積立利率もゆるやかに連動します。
- 積立利率は、契約通貨にかかわらず年1.50%が最低保証されています。

→ 参照

くわしくはP.8をご覧ください。

POINT 3

保険料払込期間満了後は、ニーズに応じて選択が可能

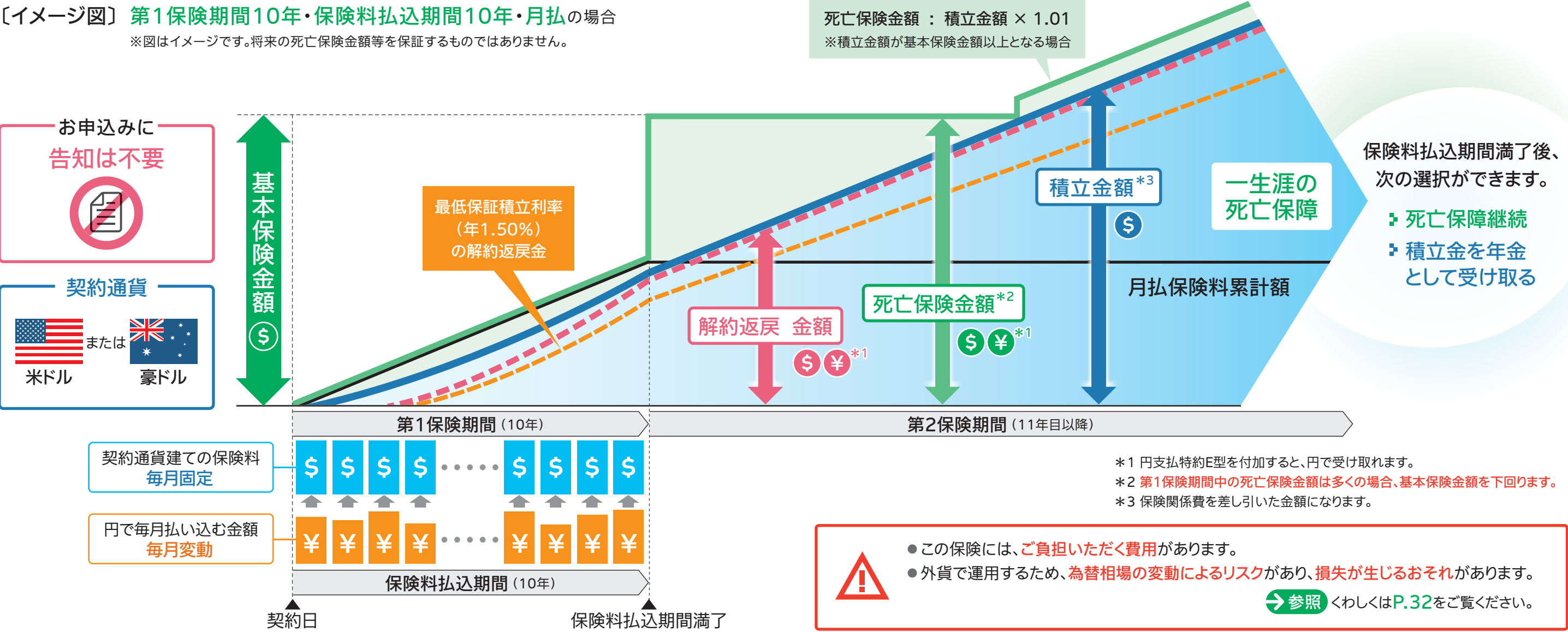
保険料払込期間満了後は、次の選択ができます。

- お客様の終身保険を継続し、一生の死亡保障を確保します。
- 将来の死亡保障にかえて積立金の全部または一部を、円建ての年金で受け取れます。

→ 参照

くわしくはP.7、P.11をご覧ください。

〔イメージ図〕 第1保険期間10年・保険料払込期間10年・月払の場合
※図はイメージです。将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。



商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報

参考

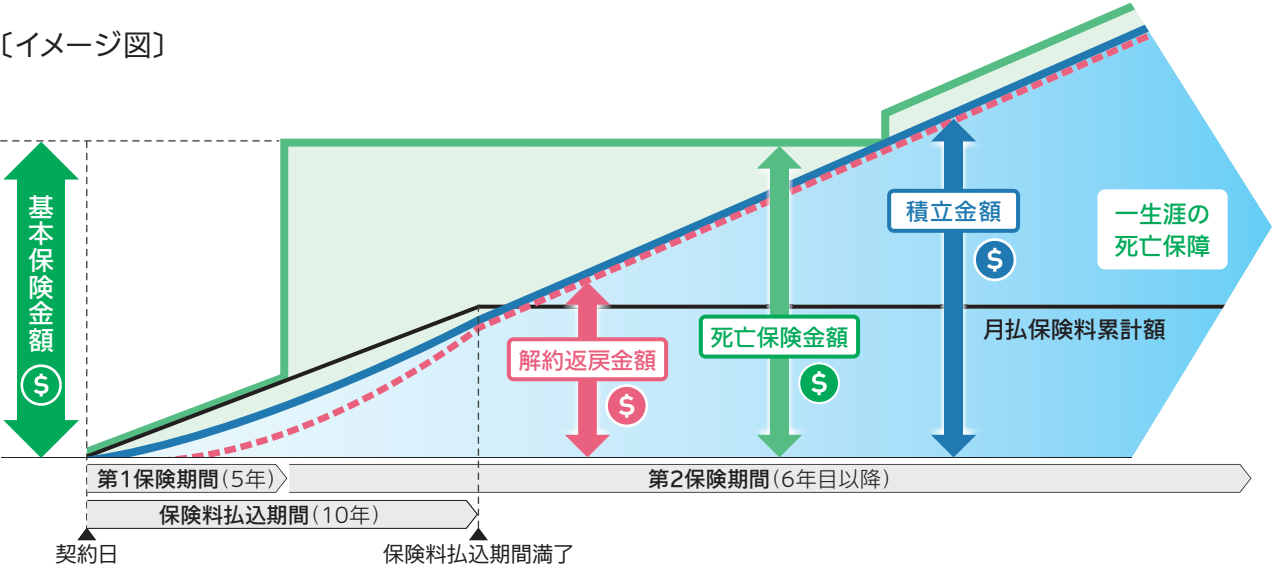
死亡保険金額・解約返戻金額 例表

月払 保険料を月々お払い込みいただきます。
払込通貨： ¥ 円

前提条件	被保険者	50歳・女性	契約通貨	米ドル	基本保険金額	100,000米ドル	保険期間	終身	保険料の払方	月払	保険料払込期間	10年	積立利率	年3.00%
------	------	--------	------	-----	--------	------------	------	----	--------	----	---------	-----	------	--------

契約例1 第1保険期間：5年 月払保険料：633米ドル（年間7,596米ドル）

〔イメージ図〕

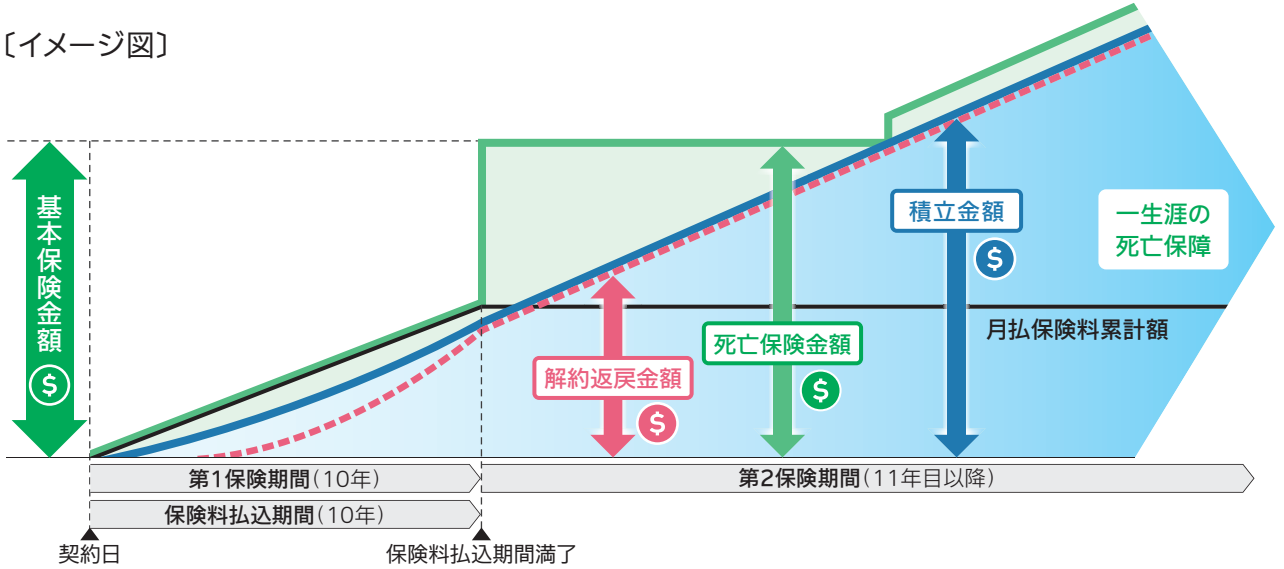


[単位:米ドル]

保険期間	経過年数	被保険者 年齢	月払保険料累計額	積立金額	死亡保険金額	解約返戻金額	返戻率
			A			B	B/A
第1保険期間	1年	51歳	7,596.00	6,654.47	7,596.00	0.00	0.0%
	2年	52歳	15,192.00	13,496.47	15,192.00	6,204.31	40.8%
	3年	53歳	22,788.00	20,531.53	22,788.00	14,150.89	62.0%
	4年	54歳	30,384.00	27,765.37	30,384.00	22,296.25	73.3%
	5年	55歳	37,980.00	35,204.09	37,980.00	30,646.49	80.6%
第2保険期間	6年	56歳	45,576.00	42,705.58	100,000.00	39,059.50	85.7%
	7年	57歳	53,172.00	50,432.96	100,000.00	47,698.40	89.7%
	8年	58歳	60,768.00	58,394.38	100,000.00	56,571.34	93.0%
	9年	59歳	68,364.00	66,598.45	100,000.00	65,686.93	96.0%
	10年	60歳	75,960.00	75,054.96	100,000.00	75,054.96	98.8%
	11年	61歳	75,960.00	77,066.56	100,000.00	77,066.56	101.4%
	15年	65歳	75,960.00	85,736.06	100,000.00	85,736.06	112.8%
	20年	70歳	75,960.00	98,203.25	100,000.00	98,203.25	129.2%
	30年	80歳	75,960.00	129,384.98	130,678.83	129,384.98	170.3%
	40年	90歳	75,960.00	170,006.54	171,706.61	170,006.54	223.8%

契約例2 第1保険期間：10年 月払保険料：621米ドル（年間7,452米ドル）

〔イメージ図〕



[単位:米ドル]

保険期間	経過年数	被保険者 年齢	月払保険料累計額	積立金額	死亡保険金額	解約返戻金額	返戻率
			A			B	B/A
第1保険期間	1年	51歳	7,452.00	6,598.98	7,452.00	0.00	0.0%
	2年	52歳	14,904.00	13,384.10	14,904.00	6,826.34	45.8%
	3年	53歳	22,356.00	20,360.89	22,356.00	14,622.85	65.4%
	4年	54歳	29,808.00	27,535.04	29,808.00	22,616.72	75.8%
	5年	55歳	37,260.00	34,912.60	37,260.00	30,814.00	82.6%
	6年	56歳	44,712.00	42,499.87	44,712.00	39,220.99	87.7%
	7年	57歳	52,164.00	50,303.35	52,164.00	47,844.19	91.7%
	8年	58歳	59,616.00	58,329.86	59,616.00	56,690.42	95.0%
	9年	59歳	67,068.00	66,586.49	67,068.00	65,766.77	98.0%
	10年	60歳	74,520.00	75,080.52	75,080.52	75,080.52	100.7%
第2保険期間	11年	61歳	74,520.00	77,092.97	100,000.00	77,092.97	103.4%
	15年	65歳	74,520.00	85,766.05	100,000.00	85,766.05	115.0%
	20年	70歳	74,520.00	98,238.71	100,000.00	98,238.71	131.8%
	30年	80歳	74,520.00	129,432.09	130,726.41	129,432.09	173.6%
	40年	90歳	74,520.00	170,068.73	171,769.42	170,068.73	228.2%



- この保険には、**ご負担いただく費用**があります。
- 外貨で運用するため、**為替相場の変動によるリスク**があり、**損失が生じるおそれ**があります。

→ 参照 くわしくはP.32をご覧ください。

※図はイメージです。将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

※例表の数値は、契約時の前提条件が各経過年数に達するまで変更がなかったものと仮定して算出しています。**実際の金額を**

お約束するものではありません。いずれも経過年数の末日における数値です。返戻率は、小数第2位以下を切り捨てて表示しています。死亡保険金額等に税額は考慮していません。

→ 参照 契約年齢については、P.15をご覧ください。

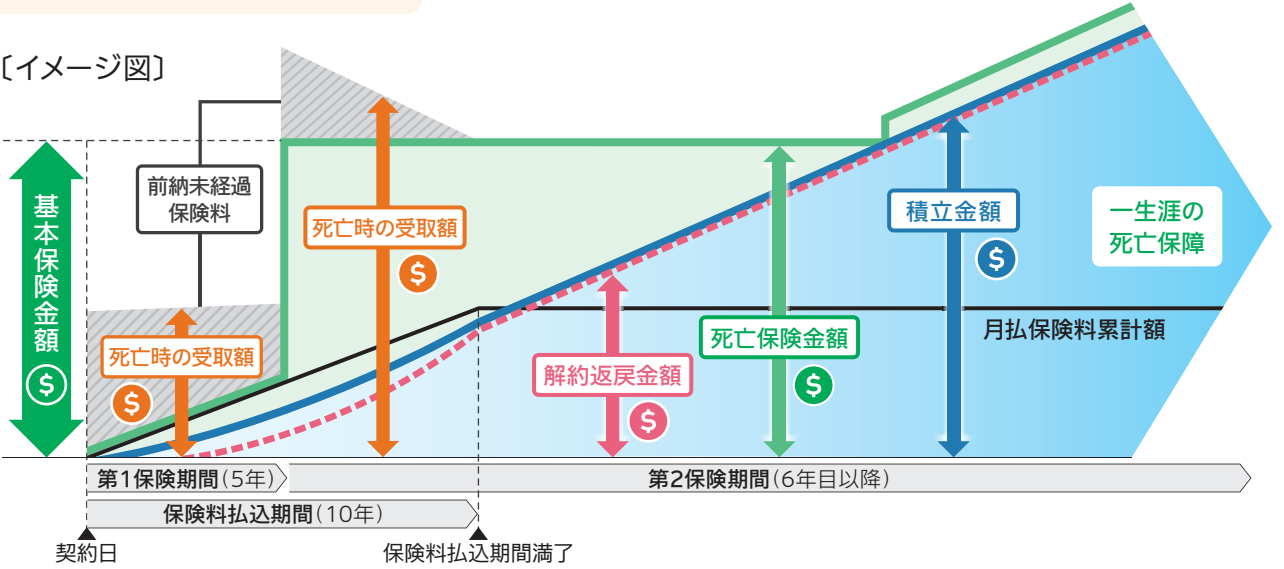
死亡保険金額・解約返戻金額 例表

全期前納 保険料をまとめてお払い込みいただきます。
払込通貨： ¥円 または \$ 契約通貨

前提条件	被保険者	50歳・女性	契約通貨	米ドル	基本保険金額	100,000米ドル	保険期間	終身	保険料の払方	全期前納	保険料払込期間	10年	積立利率	年3.00%	前納利率	年3.00%
------	------	--------	------	-----	--------	------------	------	----	--------	------	---------	-----	------	--------	------	--------

契約例1 第1保険期間：5年 第1回目払保険料・前納保険料の合計額：65,843.59米ドル

[イメージ図]

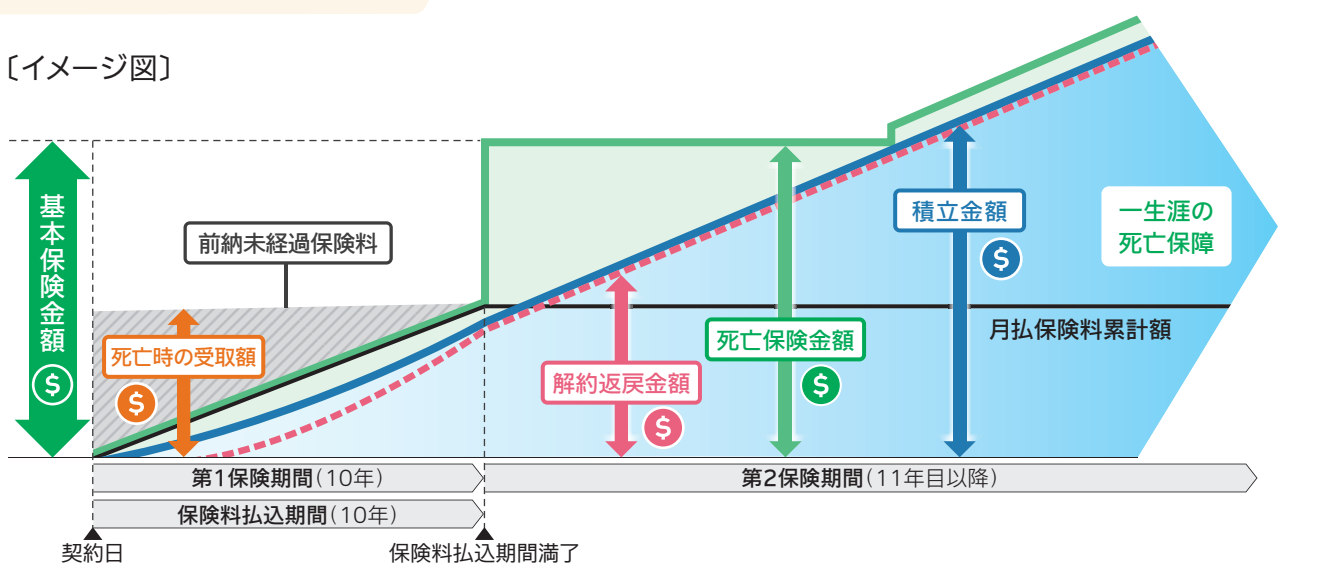


[単位:米ドル]

保険期間	経過年数	被保険者年齢	第1回目払保険料・前納保険料の合計額	前納未経過保険料	積立金額	死亡保険金額	解約返戻金額	解約時の受取額	返戻率
			A	B			C	D = (B+C)	D/A
第1保険期間	1年	51歳	65,843.59	60,100.02	6,654.47	7,596.00	0.00	60,100.02	91.2%
	2年	52歳	65,843.59	54,184.14	13,496.47	15,192.00	6,204.31	60,388.45	91.7%
	3年	53歳	65,843.59	48,090.79	20,531.53	22,788.00	14,150.89	62,241.68	94.5%
	4年	54歳	65,843.59	41,814.64	27,765.37	30,384.00	22,296.25	64,110.89	97.3%
	5年	55歳	65,843.59	35,350.20	35,204.09	37,980.00	30,646.49	65,996.69	100.2%
第2保険期間	6年	56歳	65,843.59	28,691.83	42,705.58	100,000.00	39,059.50	67,751.33	102.8%
	7年	57歳	65,843.59	21,833.71	50,432.96	100,000.00	47,698.40	69,532.11	105.6%
	8年	58歳	65,843.59	14,769.84	58,394.38	100,000.00	56,571.34	71,341.18	108.3%
	9年	59歳	65,843.59	7,494.06	66,598.45	100,000.00	65,686.93	73,180.99	111.1%
	10年	60歳	65,843.59	0.00	75,054.96	100,000.00	75,054.96	75,054.96	113.9%
	11年	61歳	65,843.59	0.00	77,066.56	100,000.00	77,066.56	77,066.56	117.0%
	15年	65歳	65,843.59	0.00	85,736.06	100,000.00	85,736.06	85,736.06	130.2%
	20年	70歳	65,843.59	0.00	98,203.25	100,000.00	98,203.25	98,203.25	149.1%
	30年	80歳	65,843.59	0.00	129,384.98	130,678.83	129,384.98	129,384.98	196.5%
	40年	90歳	65,843.59	0.00	170,006.54	171,706.61	170,006.54	170,006.54	258.1%

契約例2 第1保険期間：10年 第1回目払保険料・前納保険料の合計額：64,595.37米ドル

[イメージ図]



[単位:米ドル]

保険期間	経過年数	被保険者年齢	第1回目払保険料・前納保険料の合計額	前納未経過保険料	積立金額	死亡保険金額	解約返戻金額	解約時の受取額	返戻率
			A	B			C	D = (B+C)	D/A
第1保険期間	1年	51歳	64,595.37	58,960.68	6,598.98	7,452.00	0.00	58,960.68	91.2%
	2年	52歳	64,595.37	53,156.96	13,384.10	14,904.00	6,826.34	59,983.30	92.8%
	3年	53歳	64,595.37	47,179.12	20,360.89	22,356.00	14,622.85	61,801.97	95.6%
	4年	54歳	64,595.37	41,021.94	27,535.04	29,808.00	22,616.72	63,638.66	98.5%
	5年	55歳	64,595.37	34,680.05	34,912.60	37,260.00	30,814.00	65,494.05	101.3%
	6年	56歳	64,595.37	28,147.91	42,499.87	44,712.00	39,220.99	67,368.90	104.2%
	7年	57歳	64,595.37	21,419.80	50,303.35	52,164.00	47,844.19	69,263.99	107.2%
	8年	58歳	64,595.37	14,489.84	58,329.86	59,616.00	56,690.42	71,180.26	110.1%
	9年	59歳	64,595.37	7,351.99	66,586.49	67,068.00	65,766.77	73,118.76	113.1%
	10年	60歳	64,595.37	0.00	75,080.52	75,080.52	75,080.52	75,080.52	116.2%
第2保険期間	11年	61歳	64,595.37	0.00	77,092.97	100,000.00	77,092.97	77,092.97	119.3%
	15年	65歳	64,595.37	0.00	85,766.05	100,000.00	85,766.05	85,766.05	132.7%
	20年	70歳	64,595.37	0.00	98,238.71	100,000.00	98,238.71	98,238.71	152.0%
	30年	80歳	64,595.37	0.00	129,432.09	130,726.41	129,432.09	129,432.09	200.3%
	40年	90歳	64,595.37	0.00	170,068.73	171,769.42	170,068.73	170,068.73	263.2%



- この保険には、**ご負担いただく費用**があります。
 - 外貨で運用するため、**為替相場の変動によるリスク**があり、**損失が生じるおそれ**があります。
- 参照 くわしくはP.32をご覧ください。

※図はイメージです。将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。
※例表の数値は、契約時の前提条件が各経過年数に達するまで変更がなかったものと仮定して算出しています。**実際の金額を**
お約束するものではありません。いずれも経過年数の末日における数値です。返戻率は、小数第2位以下を切り捨てて表示しています。死亡保険金額等に税額は考慮していません。

→ 参照 全期前納については、P.9、契約年齢については、P.15をご覧ください。

保障内容

❖ 万一の場合の死亡保障が、一生涯続きます。
保険期間は「第1保険期間」と「第2保険期間」に分かれています。



❖ 被保険者が責任開始期以後に死亡された場合、
死亡保険金を受け取れます。

〔支払事由・支払額〕

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金 \$ ¥ *1	第1保険期間中に 死亡されたとき	基本保険金額*2に 対する月払保険料 × 経過月数*3 ※積立金額が上記の算式で計算した金額を 超える場合は、積立金額	死亡保険金受取人
	第2保険期間中に 死亡されたとき	基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、 「積立金額 × 1.01」	

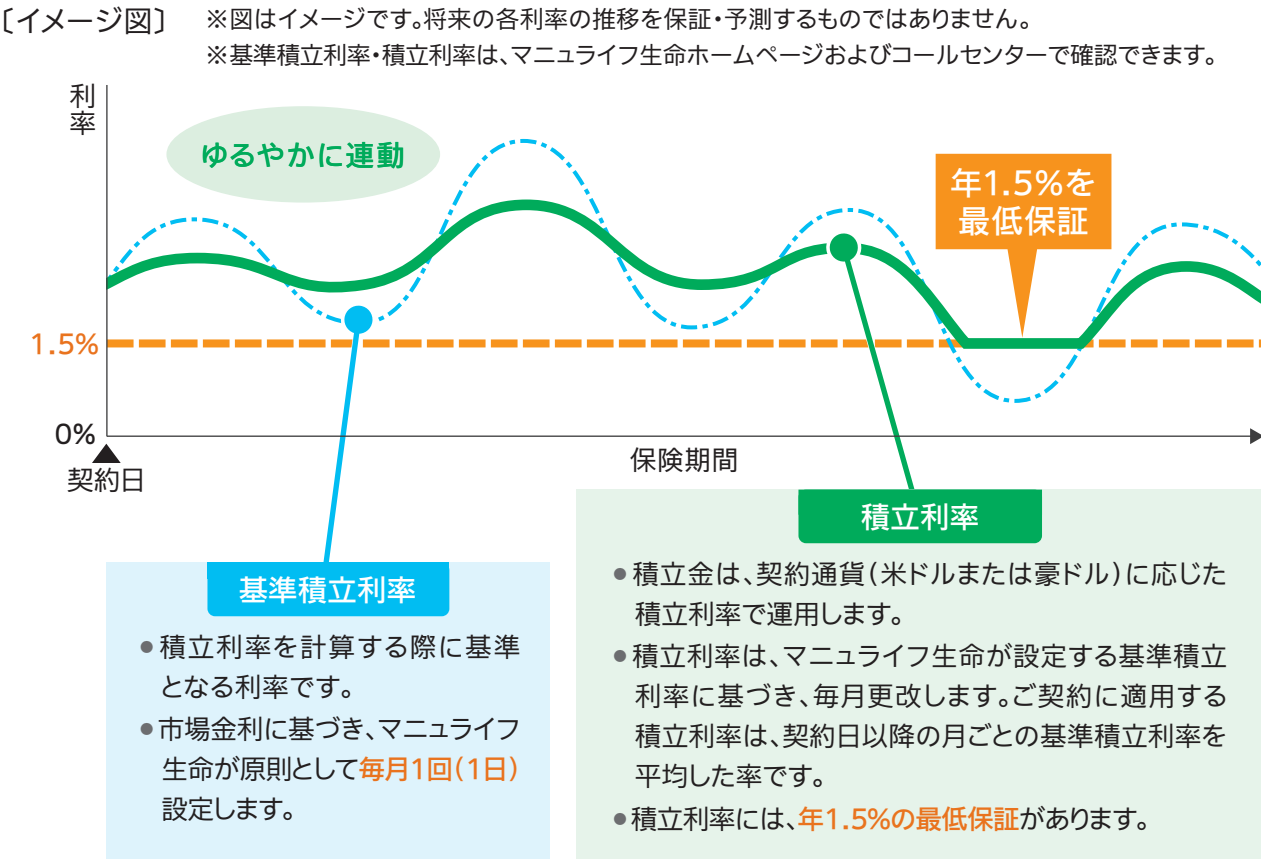
*1 円支払特約E型を付加すると、円で受け取れます。
*2 基本保険金額とは、第2保険期間中の死亡保険金額として契約時に定める金額のことです。
ただし、契約後に減額した場合は、減額後の金額となります。
*3 契約日からその日を含めて被保険者の死亡された日までの経過月数とし、1ヵ月未満の端数は切り上げます。

- 支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
 - 支払事由に該当した場合でも、死亡保険金をお支払いできない場合があります。
- ➡ 参照 くわしくはP.37「5.保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

⚠ この保険は、「第1保険期間」と「第2保険期間」とで、死亡保険金の支払額が異なります。
第1保険期間中の死亡保険金額は、**多くの場合、基本保険金額を下回ります。**

積立利率

❖ 積立利率を毎月更改することで、世の中の金利変動に
対応して積立利率もゆるやかに連動します。



❖ 積立利率の設定例 (契約日が8/1の場合)

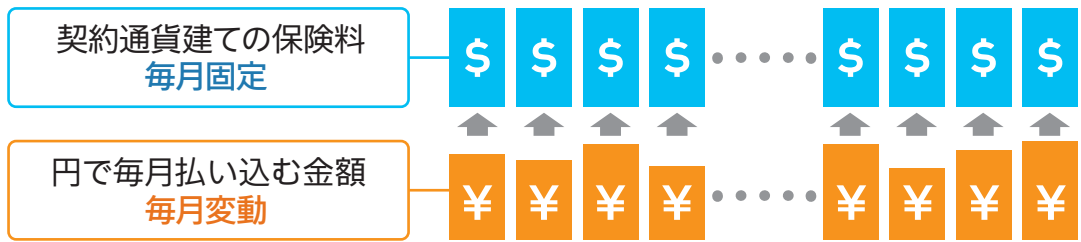
基準積立利率	8月	9月	10月	11月
	2.00%	2.50%	3.00%	3.00%
	8月・9月の 基準積立利率を平均		8月・9月・10月の 基準積立利率を平均	
積立利率	8月の積立利率 2.00%	9月の積立利率 2.25%	10月の積立利率 2.50%	11月の積立利率 2.63%

※積立利率は、小数第3位を四捨五入します。
※契約日から120ヵ月超となった場合、
積立利率は当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均とします。

⚠ 基準積立利率・積立利率は、この保険の**実質的な利回りではありません。**
➡ 参照 くわしくはP.20をご覧ください。

保険料の払方と生命保険料控除

毎月、契約通貨建ての保険料を円に換算してお払い込みいただきます。



- 保険料の払込方法は月払のみです。
- 契約時に契約通貨(米ドルまたは豪ドル)を選択いただきます。
契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、払い込みのたびに変動します。
※契約通貨建ての保険料を円に換算する際の為替レートは、マニユライフ生命が定めます。
- 積立金の運用等は契約通貨で行います。
- 保険料を全期前納する場合には、円の他に契約通貨でもお払い込みいただけます。

→ 参照 為替レートについては、P.33「この保険にかかる費用」をご覧ください。

将来の保険料の一部または全部をまとめてお払い込みできます。

- まとめて払い込む、年2回払(6ヵ月分)／年1回払(12ヵ月分)*1、
全期前納(10年分)の払方を選択できます。
まとめて払い込んだ金額は契約通貨に換算し*2、マニユライフ生命がお預かりします。
毎月の契約応当日ごとに、1ヵ月分ずつ保険料として充当します。
- ご契約が途中で消滅*3したとき、まとめて払い込んだ保険料のうち、
保険料に充当していない未経過分の保険料残額があれば払い戻します。

*1 この商品パンフレット内では、保険料の払方を次のように読み替えて表示しています。

- ・ 登録制一括払(6ヵ月単位) → 年2回払(6ヵ月分)
- ・ 登録制一括払(12ヵ月単位) → 年1回払(12ヵ月分)

*2 契約通貨で全期前納する場合は除きます。

*3 死亡保険金をお支払いしたとき、解約や解除をしたとき 等

全期前納した場合には、保険料の割引きがあります。

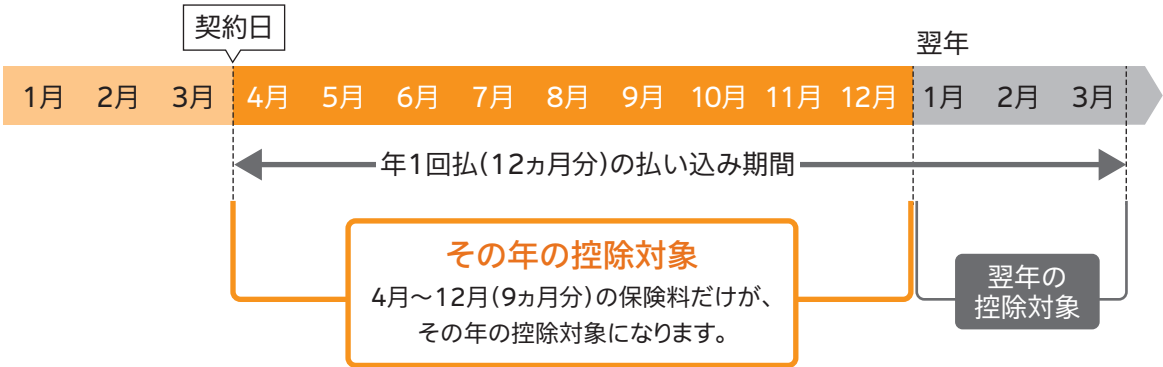
- 保険料を全期前納した場合に、その保険料に前納利率が適用されます。
- 前納利率とは、前納保険料を積み立てる率、および保険料前納に対する割引率のことです。
前納利率は契約通貨の市場金利に基づき、マニユライフ生命が原則として毎月1回(1日)設定します。
積立利率とは異なり、契約後に更改されることはありません。
- 保険料払込期間10年を選択した場合のみ、保険料の全期前納ができます。

※前納利率は、マニユライフ生命ホームページおよびコールセンターで確認できます。

一般生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

- その年に払込期日を迎えた保険料が、その年の生命保険料控除の対象になります。
- 保険料の一部または全部をまとめてお払い込みいただいた場合、
保険料の全額がその年の生命保険料控除の対象とならないことがあります。

〔例〕この保険で年1回払(12ヵ月分)を選んだとき(契約日が4/1の場合)



保険料の払方別の取扱い

保険料の払方	払込年月数	払込通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨	保険料の割引	生命保険料控除の対象額
月払	毎月	¥ 円	¥ 円	なし	その年に払込期日を迎えた金額
年2回払 (6ヵ月分) 年1回払 (12ヵ月分)	6ヵ月単位 または 12ヵ月単位	¥ 円	¥ 円	なし	その年に払込期日を迎えた金額
全期前納 (10年分)	10年分を まとめて	¥ 円 \$ 契約通貨	¥ 円 \$ 契約通貨	あり	前納した総額 × $\frac{\text{その年中に迎えた払込月数}}{\text{前納した総月数}}$

→ 参照 クーリング・オフについては、P.35「2.クーリング・オフ制度」をご覧ください。

年金の受取方法

❖ 将来の死亡保障にかえて、積立金を年金で受け取れます。

[無配当年金支払移行特約・円支払特約E型 を付加]



- 保険料払込期間満了後に将来の死亡保障にかえて、契約通貨建ての積立金の全部または一部を年金原資に移行します。年金原資を円に換算して年金をお支払いします。
- 年金種類は確定年金(4・5・6・10年から選択)です。

❖ 死亡保険金を年金で受け取れます。[無配当年金特約・円支払特約E型 を付加]



- 契約通貨建ての死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当します。年金基金を円に換算して年金をお支払いします。
- 年金種類は確定年金(5・10年から選択)です。



- 年金は円でお支払いします。**契約通貨建ての年金のお支払いは取り扱いません。**
- 契約通貨建ての年金原資または年金基金を、マニユライフ生命所定の為替レートで円に換算して、年金をお支払いします。そのため、**円でお支払いする年金の合計額が、払込保険料総額の円換算額を下回り、損失が生じる場合があります。**
- 年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率等)に基づき計算されます。

➡ 参照 くわしくはP.26「8.主な特約:無配当年金特約・無配当年金支払移行特約」をご覧ください。
為替レートについては、P.33「この保険にかかる費用」をご覧ください。

ご確認事項

Q 保険料の払い込みがない場合、どうなりますか？
また、保険料の払い込みが困難になったときはどうすればよいですか？

A 保険料の払い込みがないと、**ご契約が解除されます。**
また、できるだけご契約を継続いただけるよう、**保険料の払い込みが困難になったときの制度**をご用意しています。

保険料の払い込みが困難になったときの制度

途中から保険料を払わずにご契約を有効に続けたいとき ➡ 払済保険への変更

所定の条件を満たしていれば、ご契約からの経過に応じて払済保険へ変更できます。変更後は保険料をご負担いただくことなく、保障をご継続いただけます。

保険料のご負担を軽くしたいとき ➡ 基本保険金額の減額

基本保険金額を減額し保険料の払込額を少なくできます。
この場合、減額部分は解約したものとして取り扱います。



この保険には、失効・復活のお取扱いや、マニユライフ生命が自動的に保険料をお立替えする制度はありません。

➡ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

次のページへ続く ➡

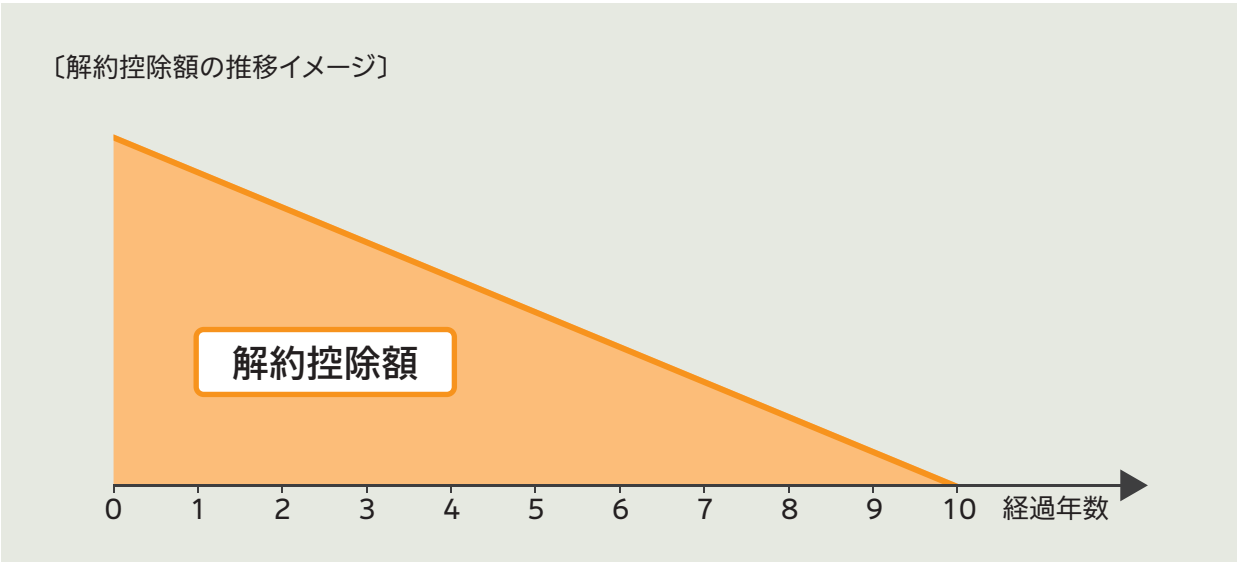
ご確認事項 (つづき)

Q 一時的にお金が必要になった場合、借りられる制度はありますか？

A この保険に、**契約者貸付制度はありません。**

Q 契約後、すぐに解約しても解約返戻金がありますか？

A 解約返戻金額は、**契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額**となります。解約控除の影響により**契約日から最長2年間は、解約返戻金がまったくない**場合があります。



→ 参照 くわしくはP.23「7.解約返戻金」をご覧ください。

Q 月払の場合、毎月の円での払込額はどのようにわかりますか？

A 契約時に「**お払込みのご案内**」を郵送希望した方へ**毎月送付**します。
契約後に郵送をご希望の場合は、マニユライフ生命コールセンターへご連絡ください。

Q 月払と全期前納で適用される為替レートは同じですか？

A **異なります。**

マニユライフ生命の定める為替レートを計算する換算基準日が異なるためです。

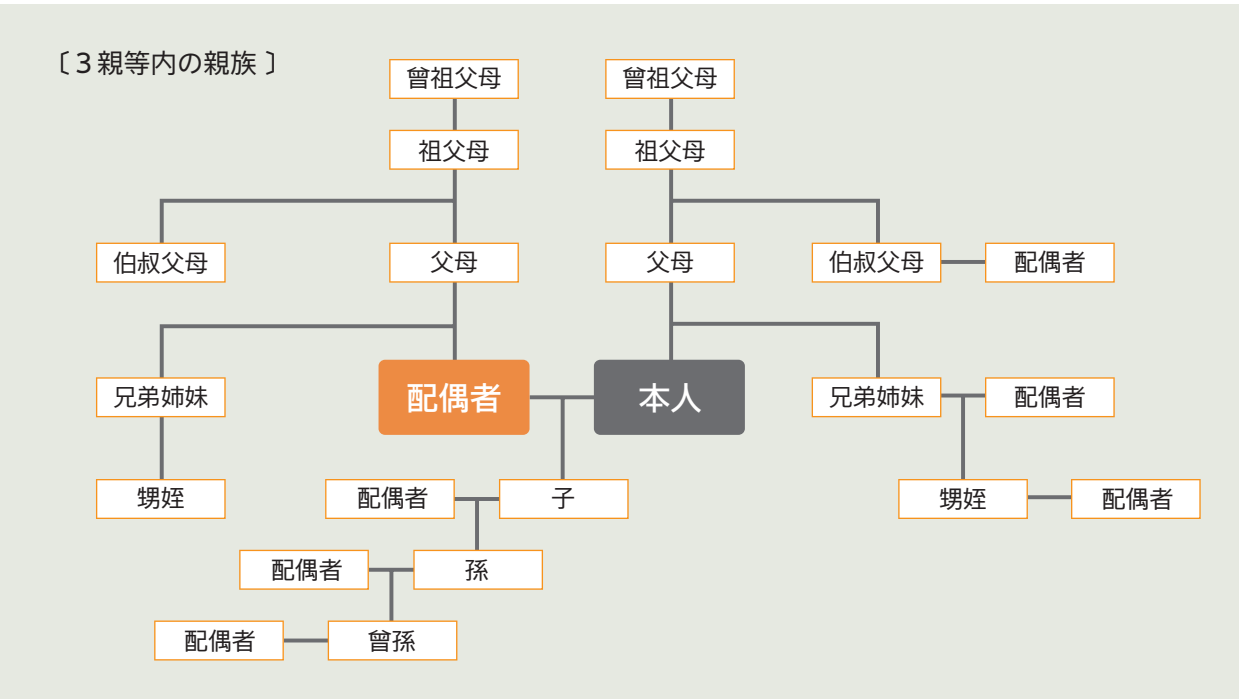
対象	換算基準日
月払で第1回保険料または第1回保険料相当額を払い込む場合*	マニユライフ生命が 受領する日の前日
保険料を全期前納する場合	マニユライフ生命が 受領する日

* 第2回以後の保険料を払い込む場合の換算基準日は、払込期月の前月末日となります。

→ 参照 換算基準日について、くわしくはP.24「8.主な特約:円入金特約」をご覧ください。

Q 死亡保険金受取人の範囲を教えてください。

A 被保険者の戸籍上の**配偶者**または**3親等内の親族**です。



主な取扱い

→ 参照 くわしくは「[契約締結前交付書面\(契約概要／注意喚起情報\)](#)」をご覧ください。

払込通貨		米ドル／豪ドル				
基本保険金額	最低額	20,000米ドル／20,000豪ドル				
	最高額	3億円相当額				
	単位	1,000米ドル／1,000豪ドル				
	増額・減額	増額：取り扱いません。 減額：取り扱います。				
保険料払込期間・契約年齢		保険料払込期間	契約年齢			
			第1保険期間5年	第1保険期間10年		
		10年	16～70歳	0～80歳		
		20年		16～70歳		
保険料	払込方法	月払				
	最低保険料	30米ドル／30豪ドル				
	払込等	経路		保険料の払方		
				月払	年2回払（6ヵ月分） 年1回払（12ヵ月分）	全期前納
		第1回 保険料	振込	○	○	○
			クレジットカード	○	-	-
		第2回以降 の保険料	口座振替	○	○	-
			クレジットカード	○	-	-
死亡保険金額*1	第1保険期間	月払保険料 × 経過月数 ※積立金額が上記の金額を超える場合は、積立金額				
	第2保険期間	基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額 × 1.01」				
死亡保険金受取人の範囲		被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族				

*1 支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

クーリング・オフ		取り扱います。
解約		解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。 解約した場合、ご契約は消滅します。
主な特約	米ドル特約C型 豪ドル特約C型 必須付加	付加したいいずれかの特約の通貨を契約通貨として取り扱います。
	円入金特約	保険料を円でお払い込みいただけます。 保険料を契約通貨建てで全期前納する場合は付加されません。
	円支払特約E型	死亡保険金、解約返戻金等を円で受け取れます。
	リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金を特約保険金として被保険者が受け取れます。
	指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金を、被保険者が請求できない特別な事情があるときに、指定代理請求人が請求できます。
	無配当年金特約	死亡保険金を確定年金（5・10年）として円で受け取れます ^{*2} 。
	無配当年金支払移行特約	将来の死亡保障にかえて、確定年金（4・5・6・10年）として円で受け取れます ^{*2} 。

*2 第1回の年金請求の際に、「円支払特約E型」を付加していただきます。

○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり／約款**」に記載していますのでご確認ください。

INDEX

	ページ
1 引受保険会社	P.18
2 この保険の特徴としくみ	P.18
3 積立利率	P.20
4 前納利率	P.21
5 保障内容	P.21
6 保険料の払い込みが困難になったときの制度	P.22
7 解約返戻金	P.23
8 主な特約	P.23
9 引受条件	P.27
10 契約者配当金	P.29
11 契約者貸付制度	P.29
12 諸費用	P.29

1 引受保険会社

商 号： マニユライフ生命保険株式会社
本 社 所 在 地： 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
連 絡 先： コールセンター TEL 0120-063-730
ホームページ： www.manulife.co.jp

2 この保険の特徴としくみ

- この保険の正式名称は、「無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)」です。
- この保険は、保険期間が「第1保険期間」と「第2保険期間」に分かれています。

第1保険期間	契約日からその日を含めて所定の期間(5年または10年)が満了するまでの期間 ※契約者は、保険契約の締結の際、マニユライフ生命の定める範囲内で期間を指定していただきます。なお、指定した期間は、保険契約締結後、変更できません。
第2保険期間	第1保険期間が満了する日の翌日以後、終身にわたる期間

- 被保険者が死亡された場合、死亡された時に属する保険期間に応じて、次のとおり死亡保険金をお支払いします。

第1保険期間	死亡保険金として、「基本保険金額に対する月払保険料 × 経過月数」をお支払いします。 ※積立金額が上記の算式で計算した金額を超える場合は、積立金額
第2保険期間	死亡保険金として基本保険金額をお支払いします。 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額 × 1.01」

- 契約時に、契約通貨(米ドルまたは豪ドル)を選択いただきます。積立金の運用、死亡保険金のお支払い等は契約通貨で行います。
- 保険料の払込方法(回数)は月払のみとなります。

次のページへ続く ➡

- 「円入金特約」を付加して、契約通貨建ての保険料を円に換算した金額を円でお払い込みいただきます。

※円への換算には、マニライフ生命所定の換算基準日における為替レートを用います。

※保険料を全期前納する場合は、契約通貨でもお払い込みいただけます。

- 積立金額は、お払い込みいただいた保険料および経過年月数により、保険関係費を控除したあと、積立利率を適用して計算されます。

→ 参照 保険関係費について、くわしくはP.32「この保険にかかる費用」をご覧ください。

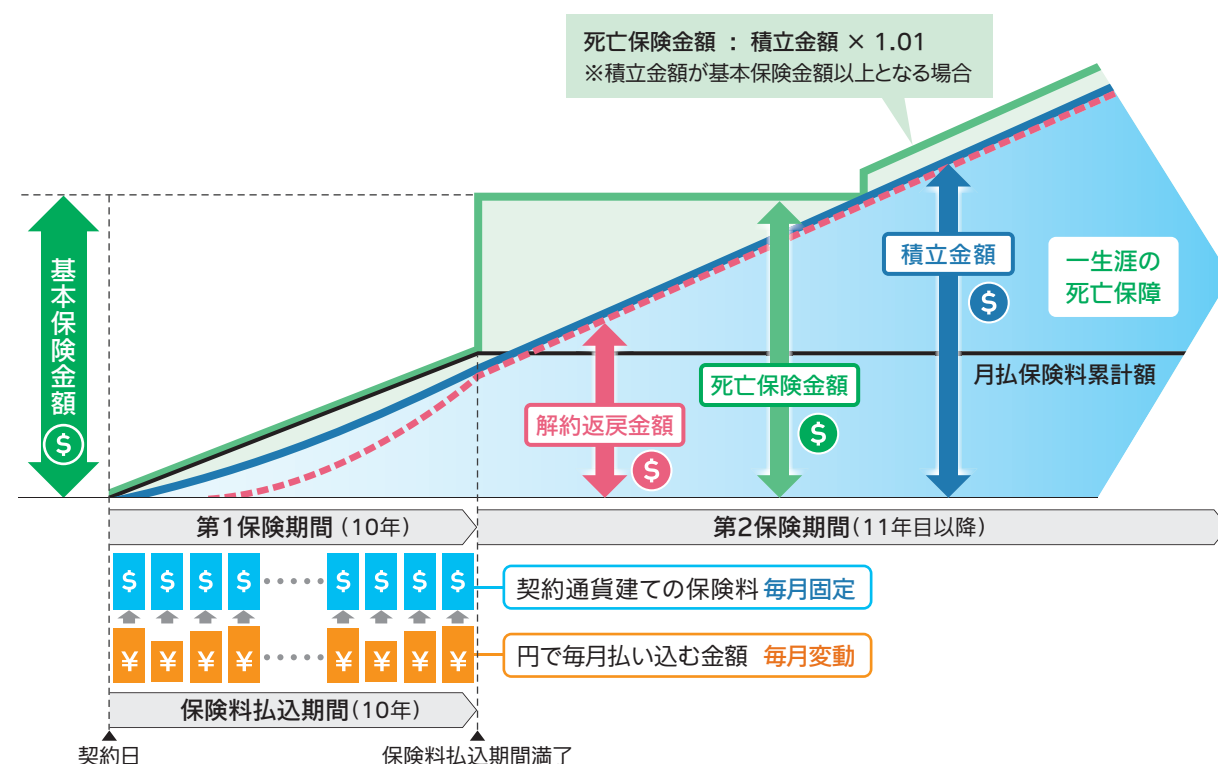
- 「円支払特約E型」を付加して、死亡保険金等を円でお支払いできます。



外貨で運用するため、**為替相場の変動によるリスク**があり、**損失が生じるおそれ**があります。

→ 参照 くわしくはP.34「この保険の為替リスク」をご覧ください。

〔イメージ図〕 第1保険期間10年・保険料払込期間10年・月払の場合



※図はイメージです。将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

※基本保険金額とは、第2保険期間中の死亡保険金額として契約時に定める金額のことです。
ただし、契約後に減額した場合は、減額後の金額となります。

※保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、**多くの場合、月払保険料累計額を下回ります。**
なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。

3 積立利率

- 積立利率は、契約日および契約後の月単位の契約応当日に、毎月マニライフ生命が定める基準積立利率をもとに設定されます。
- 基準積立利率は、次の範囲内でマニライフ生命が定めた利率となります。

基準積立利率の範囲 指標金利の平均値^{*1} + (-1.0% ~ +1.5%)^{*2}

*1 指標金利の平均値とは、
契約通貨に対応する指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値です。

*2 指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産に基づき算出)との差
および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます。

・指標金利は契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR ^{*3})
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

*3 SOFR(ソファ):「Secured Overnight Financing Rate」の略で、
米国の銀行間取引の指標となる金利です。

※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

- 基準積立利率は、原則として毎月1回(1日)設定されます。
- 契約日における積立利率は、契約日における基準積立利率と同じです(積立利率は年1.5%が最低保証されます)。契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率とします。
- 契約日から120ヵ月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均とします。
- 積立金額の計算に際して、積立利率を適用します。
 - ・積立利率は、契約後、月単位の契約応当日ごとに更改します。
 - ・それぞれ設定した日から直後の月単位の契約応当日前日まで、積立金全体に適用します。
- 契約者に対して、過去1年間の各月の積立利率を、年単位の契約応当日ごとにお知らせします。



お払い込みいただいた保険料のうち、その一部はご契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が積立金として運用されます。また、契約後も定期的にご契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されます。そのため、**基準積立利率および積立利率は、月払保険料累計額および積立金額の実質的な利回りではありません。**

→ 参照 基準積立利率・積立利率は、マニライフ生命ホームページおよびコールセンターで確認できます。

4 前納利率

- 前納利率とは前納保険料を積み立てる率、および保険料前納に対する割引率のことです。
- 前納保険料には、前納利率が適用されます。
- 前納利率は、次の範囲内でマニュアル生命が定めた利率となります。

前納利率の範囲 指標金利の平均値^{*1} + (-1.0% ~ +1.5%)^{*2}

- *1 指標金利の平均値とは、
契約通貨に対応する指標金利のマニュアル生命の定める期間における平均値です。
- *2 指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産に基づき算出)との差
および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます。

- ・ 指標金利は契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート5年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR ^{*3})
豪ドル	残存期間5年のオーストラリア国債の流通利回り

- *3 SOFR(ソファ):「Secured Overnight Financing Rate」の略で、
米国の銀行間取引の指標となる金利です。
- ※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

- 前納利率は、原則として毎月1回(1日)設定されます。
- 前納利率は、前納保険料をマニュアル生命が受領した日の利率とします。積立利率とは異なり、
契約後に更改されることはありません。
- 保険料払込期間10年を選択した場合のみ、保険料の全期前納ができます。全期前納以外の前納は
取り扱いません。

→ 参照 前納利率は、マニュアル生命ホームページおよびコールセンターで確認できます。

5 保障内容

- 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに死亡保険金をお支払いします。

保険金	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	第1保険期間中に 死亡されたとき	基本保険金額 ^{*1} に 対する月払保険料 × 経過月数 ^{*2} ※積立金額が上記の算式で計算した金額を 超える場合は、積立金額	死亡保険金 受取人
	第2保険期間中に 死亡されたとき	基本保険金額 ※積立金額が基本保険金額以上となる場合は、 「積立金額 × 1.01」	

- *1 基本保険金額を減額した場合は、
保険契約の締結時から減額後の基本保険金額であったものとして計算します。
- *2 契約日からその日を含めて被保険者の死亡された日までの経過月数とし、
1ヵ月未満の端数は切り上げます。

- 被保険者死亡時に登録制一括払保険料・前納保険料に残額があるときには、その残額を死亡保険金
受取人に払い戻します。
- 死亡保険金受取人は、死亡保険金を年金で受け取れます。

→ 参照 くわしくはP.26「8. 主な特約：無配当年金特約」をご覧ください。

- 支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- 支払事由に該当した場合でも、死亡保険金をお支払いできない場合があります。

→ 参照 くわしくはP.37「5. 保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

 この保険は、「第1保険期間」と「第2保険期間」とで、死亡保険金の支払額が異なり
ます。第1保険期間中の死亡保険金額は、**多くの場合、基本保険金額を下回ります。**

6 保険料の払い込みが困難になったときの制度

- マニュアル生命はできるだけご契約を継続いただけるよう、次のお取扱いをご用意しています。

途中から保険料を払わずにご契約を有効に続けたいとき 払済保険への変更

- 所定の条件を満たしていれば、払済保険へ変更できます。変更後は保険料をご負担いた
だくことなく、保障をご継続いただけます。
- 一般に、死亡保険金の額は元のご契約より小さくなりますが、保障は生涯続きます。
- ご契約からの経過に応じて、「払済特別終身保険」または「払済定額終身保険」となります。

変更時期	変更後の保険種類
保険料払込期間中かつ直後の月単位の契約応当日が第1保険 期間中で、契約日からその日を含めて2年を経過している場合	払済特別終身保険
保険料払込期間中かつ直後の月単位の契約応当日が第2保険 期間中の場合	払済定額終身保険

保険料のご負担を軽くしたいとき 基本保険金額の減額

- 所定の条件を満たしていれば、基本保険金額を減額し保険料の払込額を少なくできます。
この場合、減額部分は解約したものとして取り扱います。
- 基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。

 ● 保険料のお払い込みがないと、ご契約が解除されます。
● この保険には、失効・復活のお取扱いや、マニュアル生命が自動的に保険料を
お立替える制度はありません。

→ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

7

解約返戻金

- 解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額となります。
※解約控除は、経過年月数(保険料をお払い込みいただいた年月数)・
保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。
※払済保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。
- ➔ 参照 解約控除について、くわしくはP.32「この保険にかかる費用」をご覧ください。
- すでに払い込んだ保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約した場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。
- 解約時に登録制一括払保険料・前納保険料に残額があるときには、その残額を契約者に払い戻します。



この保険の場合、解約控除の影響により契約日から最長2年間は、解約返戻金がまったくない場合があります。

➔ 参照 解約返戻金の試算額等については、最新の「設計書」をご覧ください。

8

主な特約

米ドル特約C型・豪ドル特約C型

- 契約時に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択して付加いただきます。死亡保険金等のお支払い等を契約通貨で行います。



- 契約後に、契約通貨の変更はできません。
- 「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。
- 金融情勢等の影響により、契約通貨によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

円入金特約

- この保険では「円入金特約」があらかじめ付加されています。ただし、保険料を契約通貨建てで全期前納する場合を除きます。
- 契約通貨建ての保険料の円への換算は、契約通貨に応じて下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて計算します。

対象	換算基準日
第1回保険料または 第1回保険料相当額を払い込む場合	マニユライフ生命が受領する日の前日 ^{*1}
第2回以後の保険料を 払い込む場合	払込期月の前月末日 ※保険料払込の猶予期間中に第2回以後の保険料を払い込む場合は、マニユライフ生命が受領する日の前月末日
保険料を登録制一括払により 払い込む場合	登録制一括払により払い込む保険料の払込期月中、最初に到来する払込期月の前月末日 ^{*2}
保険料を全期前納する場合	マニユライフ生命が受領する日 ^{*1}

^{*1} 第1回保険料等のお払い込みにあわせて保険料を前納する場合、マニユライフ生命が受領する日となります。

^{*2} 第1回保険料等のお払い込みにあわせて保険料を登録制一括払により払い込む場合、マニユライフ生命が受領する日の前日となります。

➔ 参照 為替レートについては、P.33「この保険にかかる費用」をご覧ください。

- 保険料を登録制一括払または全期前納する場合、1ヵ月分の保険料を、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。
- 契約者が払い込んだ金額と保険料を円に換算した金額が相違する場合、過剰分については契約者に払い戻します。不足分については契約者にお払い込みいただきます。
- 不足分の保険料の円への換算には、保険料の換算に用いた為替レートを用いるものとします。



- 契約通貨建ての保険料の円換算額は、換算基準日における為替レートの変動により、お払込みのたびに変動(増減)します。
- 登録制一括払および全期前納の場合の契約通貨建ての保険料の円換算額は、換算基準日における為替レートの変動により、変動(増減)します。

○ 円支払特約 E 型

- 契約通貨建ての死亡保険金等を下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算してお支払いする特約です。

対象	換算基準日
死亡保険金、解約返戻金、リビング・ニーズ特約による特約保険金	請求書類をマニユライフ生命の当社が受付した日*の翌営業日
無配当年金特約による年金基金	年金支払開始日の翌営業日または請求書類をマニユライフ生命の当社が受付した日*の翌営業日のいずれか遅い日
無配当年金支払移行特約による年金原資	無配当年金支払移行特約の締結日または請求書類をマニユライフ生命の当社が受付した日*の翌営業日のいずれか遅い日

*書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限り)により請求を行った際には、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

→ 参照 為替レートについては、**P.33「この保険にかかる費用」**をご覧ください。

- 死亡保険金、解約返戻金等の請求の際、その受取人のお申し出により付加できます。



この特約を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金額等は、**この特約の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します**。したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

○ リビング・ニーズ特約

- 被保険者が余命6ヵ月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部を被保険者に前払いする特約です。マニユライフ生命が定める範囲内で金額をご指定いただきます。
- 契約者が法人の場合、この特約は付加できません。



- この特約を付加し、**特約保険金の請求日が第1保険期間中となる場合は、特約保険金はお支払いしません**。
- 死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。また一部を特約保険金としてお支払いしたときは、基本保険金額*は減額したものとみなします。

*払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更後は死亡保険金額

○ 指定代理請求特約

- 被保険者が受取人となる保険金等を、特別な事情*があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって請求できる特約です。

*病気やけがで意思表示ができない場合等、被保険者ご自身が請求できない事情

- 指定代理請求人は、被保険者の代理人として、あらかじめ次の範囲で1人をご指定いただきます。
 - ・ 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・ 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ・ 被保険者の直系血族
- 契約者が法人の場合、指定代理請求人は指定できません。



- 契約時は、リビング・ニーズ特約と同時付加する場合のみ、この特約を付加できます。
- この特約を中途付加する場合の条件は、次のいずれかとなります。
 - ・ リビング・ニーズ特約がすでに付加されている。
 - ・ リビング・ニーズ特約と同時付加する。

○ 無配当年金特約*

- 死亡保険金を確定年金(5・10年)でお支払いする特約です。
- 契約時および保険期間中は、契約者のお申し出により、保険金の支払事由発生後は、死亡保険金受取人のお申し出により付加できます。
- 「円支払特約 E 型」を同時に付加し、契約通貨建ての年金基金を円に換算して、年金をお支払いします。
- 死亡保険金をお支払いした後は、この特約は付加できません。

○ 無配当年金支払移行特約*

- 保険料払込期間満了後に、将来の死亡保障の全部または一部にかえて、確定年金(4・5・6・10年)でお支払いする特約です。
- この特約の締結日は、保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日のうち、契約者が指定した日とし、その日を年金支払開始日とします。
- 年金支払に移行する部分の積立金を年金原資とします。
- 「円支払特約 E 型」を同時に付加し、契約通貨建ての年金原資を円に換算して、年金をお支払いします。

*無配当年金特約・無配当年金支払移行特約のご注意点



- **契約通貨建ての年金のお取扱いはありません**。
- 年金額がマニユライフ生命所定の金額を下回る場合には、無配当年金特約および無配当年金支払移行特約は付加できません。
- **年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率等)によって計算されます**。

→ 参照 各特約について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

9

引受条件

基本保険金額

最低	最高	単位
20,000米ドル／20,000豪ドル	3億円相当額*	1,000米ドル／1,000豪ドル

* 契約日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。
 被保険者の契約年齢、お申込みいただくご契約の第1保険期間・保険料払込期間やマニュライフ生命の保険商品の加入状況により異なります。
 マニュライフ生命所定の保険商品の保険金額を通算して、7億円(被保険者の契約年齢によって異なります)を超えることはできません。

● 第1保険期間10年の上限金額

契約年齢	保険料払込期間10年(①)	保険料払込期間20年(②)
0*～15歳	500万円	—
16～19歳	1億円	1,000万円
20～24歳	2億5,000万円	3,000万円
25～70歳	3億円	3,000万円
71～80歳	2億円	—

● 第1保険期間5年の上限金額

契約年齢	保険料払込期間10年(③)	保険料払込期間20年(④)
0*～15歳	—	—
16～19歳	1,000万円	1,000万円
20～65歳	2,000万円	1,000万円
66～70歳	1,000万円	1,000万円
71～80歳	—	—

* 0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後とします。
 ※①～④に記載の基本保険金額は、
 契約日におけるマニュライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。
 ※①～④を複数ご契約いただく場合、
 新たな契約とご加入中の契約をあわせた合計を次のように取り扱います。

全契約の合計範囲		上限金額
①～④	➡	①
②～④		②
③～④		③

保険料払込期間・ 契約年齢範囲		保険料払込期間	契約年齢		
			第1保険期間5年	第1保険期間10年	
		10年	16～70歳	0～80歳	
		20年		16～70歳	
死亡保険金受取人の範囲		被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族			
保険料	最低保険料	30米ドル／30豪ドル			
	保険料 払込方法 (回数)	月払のみ			
	保険料 払込方法 (経路)	● 口座振替扱（月払 ※登録制一括払を含む） ● クレジットカード扱（月払 ※登録制一括払を含まない） ※全期前納の場合、第1回目払保険料と前納保険料の合計額をお振り込みいただきます。			
	保険料の 一括払・前納	● 登録制一括払 ・ 毎回6ヵ月分または毎回12ヵ月分の契約通貨建ての保険料を円に換算した金額でお払い込みいただきます。 ・ 登録制一括払した金額のうち、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。 ※保険料一括払期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。 ● 全期前納 ・ 保険料払込期間10年を選択した場合のみ取り扱います。 ・ 全期前納以外の前納は取り扱いません。 ・ 保険料を全期前納する場合には、円の他に契約通貨でもお払い込みいただけます。 ・ 全期前納した金額のうち、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。 ※保険料前納期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。			

- ご契約の具体的な内容は、「契約申込書*」に記入していただきます。
お申込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書*」にて契約内容をご確認ください。
* 情報端末を利用した場合、お手続き画面
- 契約時の金融情勢等の影響により、契約通貨等によってはお取扱いを見合わせる場合があります。

10 契約者配当金

- この保険には、契約者配当金はありません。

11 契約者貸付制度

- この保険には、取り扱いがありません。

12 諸費用

- この保険には、保険関係費がかかります。
- そのほか、解約控除、外貨の取扱いによりご負担いただく費用や年金管理費がかかる場合があります。

[→ 参照](#) くわしくはP.32「この保険にかかる費用」をご覧ください。

□ 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

INDEX

	ページ
この保険にかかる費用	P.32
この保険の為替リスク	P.34
1 この商品は生命保険です	P.35
2 クーリング・オフ制度	P.35
3 告知	P.36
4 保障の開始(責任開始期)	P.37
5 保険金をお支払いできない場合	P.37
6 保険料払込の猶予期間、ご契約の解除	P.38
7 解約返戻金	P.38
8 ご契約が消滅したときにおける保険料の取扱い	P.38
9 新たなご契約へ乗り換える場合	P.39
10 保険料や保険金等の課税関係	P.39
11 保険金のお支払いに関する手続き等	P.41
12 信用リスクと生命保険契約者保護機構	P.42
13 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口	P.42

この保険にかかる費用

保険関係費

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※ 保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

解約時、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 次の①～④の手続き時には、契約日から解約する日または契約内容を変更する日までの経過年月数(保険料をお払い込みいただいた年月数)に応じて、積立金額から解約控除をご負担いただきます。

- ① 解約
- ② 減額
- ③ 払済特別終身保険への変更
- ④ 払済定額終身保険への変更

- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※ 解約控除は、経過年月数(保険料をお払い込みいただいた年月数)・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※ 払済特別終身保険または払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

次のページへ続く ➡

外貨の取扱いによりご負担いただく費用

- 前納する保険料を外貨でお払い込みいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは、取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
①「円入金特約」を付加し、保険料を円でお払い込みいただく場合の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
②「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合の為替レート		
④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合の為替レート		

*対顧客電信売買相場の仲値(TTM)は、マニユライフ生命が指標として指定する金融機関が公示する値とします。

※外貨の取扱いによりご負担いただく費用は2026年4月現在のものであり、将来変更されることがあります。

無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	時期
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任 準備金から控除

この保険の為替リスク

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
 - ・ 契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
 - ・ 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。

1 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者または契約者は、申込日または第1回保険料相当額の払込日^{*1}のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。

^{*1} クレジットカードで第1回保険料相当額をお払い込みいただく場合はマニライフ生命でクレジットカードの有効性等を確認できた日とします。
この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、お返しします。

- クーリング・オフのお申し出をした場合、お払い込みいただいた金額をお返しします。お返しする通貨は、マニライフ生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨です。
したがって、円入金特約を付加する場合は円で、円入金特約を付加しない場合は外貨でお返しします。

お手持ちの通貨	円入金特約	保険料のお払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
円	付加する	円 ^{*2}	円 ^{*4}
	付加しない	外貨 ^{*3} (契約通貨)	外貨 ^{*5} (契約通貨)
契約通貨 (米ドルまたは豪ドル)	付加しない	外貨 (契約通貨)	外貨 (契約通貨)

^{*2} 円入金特約の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。

^{*3} 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。
また、お客さまの口座からマニライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。

^{*4} 円でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。

^{*5} 外貨でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。
ただし、外貨でお返すため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、次の①～④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは**元本割れすることがあります**。
① 円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
② 外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
③ 送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
④ 為替差損(益)

クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ^{*1}、マニライフ生命の本社宛てに書面^{*2}によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]^{*3}
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

^{*1} 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

^{*2} お客さまの個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

^{*3} 申込者または契約者名義の口座に限りです。
口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中
私は契約の申込みの撤回を行います。
契約者 ○○○○
申込番号 XXXXXXXXXXXX(11桁)
返金先口座 ○○銀行○○支店
普通 △△△△△△ 口座名義人 ○○○○
申出日 △年△月△日
住所 東京都○○区○○町△-△-△
氏名 ○○○○(自署)

書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー
マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

→ 参照 クーリング・オフは、[マニライフ生命ホームページ](http://www.manulife.co.jp)(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

3 告知

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中(入院予定・一時退院中も含む)の被保険者のお申込みは取扱いできません。
- マニライフ生命の職員が、保険金のご請求の際にご契約の申込内容またはご請求内容等について確認する場合があります。また、マニライフ生命で委託した者が確認する場合があります。

4 保障の開始(責任開始期)

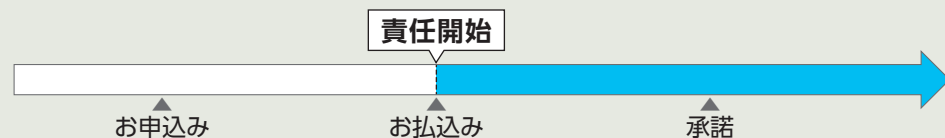
保障の責任は、第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時から開始します。

- お申込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額のお払い込みが完了した時* (責任開始期) から、マニユライフ生命は契約上の責任を開始します。

*クレジットカードによるお払い込みの場合は、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時とします。

責任開始の例

- マニユライフ生命の**承諾前**にお払い込みがあった場合



- マニユライフ生命の**承諾後**にお払い込みがあった場合



- 契約日は責任が開始される日の属する月の翌月1日となります。
※この保険では、責任が開始される日を契約日とするお取扱いはありません。
- 生命保険募集人は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険金の免責事由に該当した場合
 - 例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡保険金受取人等の故意による支払事由該当等
- 重大事由によりご契約が解除された場合
 - 例 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が解除となった場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取り消しとなった場合
- 死亡保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の解除

保険料のお払い込みがないと、ご契約が解除されます。

- 保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から翌々月末日までです。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は解除となります。
- この保険には、失効・復活のお取扱いや、マニユライフ生命が自動的に保険料をお立替えする制度はありません。

7 解約返戻金

➡ 参照 くわしくはP.23「7. 解約返戻金」をご覧ください。

8 ご契約が消滅したときにおける保険料の取扱い

ご契約が消滅したときに、保険料の未経過分の払い戻しはありません。

- **払い込んだ保険料に対応する保険料期間の満了前にご契約が消滅しても、未経過の保険料期間に応じた払い戻しはありません。なお、ご契約が消滅した理由は問いません。**
- ただし、次の保険料のうち、ご契約が消滅したときにご契約に充当していない契約通貨建ての保険料は払い戻します。なお、この場合もご契約が消滅した理由は問いません。
 - ・ 登録制一括払でお払い込みいただいた保険料
 - ・ 全期前納でお払い込みいただいた保険料

9 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みを行った場合、不利益となる事項があります。

- **現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
 - ・ 多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - ・ 新たなご契約については、責任開始日から3年以内の自殺の場合等には、保険金等が支払われないことがあります。

10 保険料や保険金等の課税関係

■ 税務上の換算レート

- この保険の税務上の取扱い、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様です。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様に取扱います。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート ^{*1}
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約効力発生日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

^{*1} TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 円でお払い込みいただいた保険料について、円建ての生命保険と同じ税法上の取扱いを適用します。
- 外貨でお払い込みいただいた保険料については、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様に取扱います。

対象	換算基準日	換算時の為替レート ^{*2}
保険料	保険料受領日	TTM

^{*2} TTMとは対顧客電信売買相場の仲値のことをいいます。

- 「円支払特約E型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は円に換算した金額が基準となります。円への換算には下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートを用います。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の本社が受け付けた日 ^{*3} の翌営業日
死亡保険金	

^{*3} 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

■ 保険料と税金

- お払い込みいただいた保険料は、その年の生命保険料控除の対象となります。
- 他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお払い込みいただいた正味保険料の合計額です。
- 登録制一括払または全期前納で保険料をお払い込みいただいた場合は、その年に払込期日が到来した金額のみが生命保険料控除の対象となります。

■ 死亡保険金等にかかる税金

- 死亡保険金等を受け取った場合、所得税および住民税、相続税、贈与税のいずれかが課税されます。だれが保険料を負担し、だれが死亡保険金等を受け取ったか、被保険者はだれかによって、課税関係は次のようになります。

死亡保険金等	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
	本人	配偶者	子	贈与税
解約返戻金	本人	—	本人	所得税(一時所得) + 住民税

※リビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者本人が受け取った場合、非課税扱となります。

ご参考 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費(払込保険料総額等)} - \text{特別控除(50万円)} \} \times 1/2$$



税務上の取扱いについては、2025年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

➡ 参照 くわしくは「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。

11 保険金のお支払いに関する手続き等

■ お支払いに関する手続き等

- お客さまからのご請求に応じて、保険金をお支払いする必要があります。そのため、次のような場合にはすみやかにマニライフ生命コールセンターにご連絡ください。
 - ・ 保険金の支払事由が生じた場合
 - ・ お支払いの可能性があると思われる場合
 - ・ ご不明な点が生じた場合 等
- 次の事項については、「ご契約のしおり／約款」、マニライフ生命ホームページをあわせてご確認ください。
 - ・ 支払事由が発生する事象
 - ・ ご請求手続き
 - ・ 保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合
- 契約者のご住所等が変わった場合、マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがあります。そのため、ご住所等が変わった場合には、マニライフ生命コールセンターに必ずご連絡ください。
- 保険金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合等にはマニライフ生命コールセンターにご連絡ください。

■ 保険金の代理請求

- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人が請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人が請求できます。契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定できます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

12 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがあります。この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

13 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

■ マニライフ生命へのお問い合わせ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

マニライフ生命コールセンター
0120-063-730

受付時間 9:00～17:00（土日祝・12/31～1/3は除く）

■ 指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

お手続きに必要な書類

保険金や給付金の請求時等、契約後の主なお手続きに必要な書類の一覧です。

	必要な書類										
項目	会社所定の請求書	会社所定の証明書 (死亡証明書・診断書等)	被保険者の住民票	保険金等の受取人の 戸籍抄本	保険金等の受取人の 印鑑証明書	保険証券・年金証書等 印鑑証明書	保険契約者の 印鑑証明書	指定代理請求人の 住民票	指定代理請求人の 印鑑証明書	指定代理請求人の 戸籍謄本	被保険者の戸籍謄本
保険金等の 請求	●	●	●	●	●	●					
保険金等の 受取人の変更	●					●	●				
保険金等の 指定代理請求	●	●				●		●	●	●	●
指定代理 請求人の指定 または変更	●					●	●				

※追加の書類を提出いただく場合または書類の提出を省略する場合があります。

➡ 参照 上記以外のお手続きを含めて、くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」をご覧ください。

付帯サービス



メディカルほっとコール24 （対象：被保険者とそのご家族）

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談（予約制）

メディカルソムリエ （対象：被保険者）

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。
※各サービスには諸条件があります。
電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。
くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシをご覧ください。

お客さまの個人情報のお取扱い

マニユライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニユライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認

マニユライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項（氏名・住所・生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行っています。

→ 参照 くわしくは「[ご契約のしおり／約款](#)」、マニユライフ生命ホームページの[個人情報保護方針](#)、「[犯罪収益移転防止法](#)」にもとづく取引時確認等に関する[お願い](#)をご覧ください。

金融犯罪ゼロ社会を目指して

架空請求や悪質な投資勧誘にご注意ください。